

(公印省略)

6柳農政第781号
令和6年9月2日

地域計画協議の場の公表

柳川市長 金子 健次

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	柳川市 (402079)
地域名 (地域内農業集落名)	<p>①皿垣開地区②大和地区③三橋地区④蒲池地区⑤柳川地区⑥昭代地区</p> <p>①(皿垣北・皿垣南・江島北・江島東・由布・田尻・政屋・宇土・二十五丁・甲木・上土居・中土居・荒開東・荒開西・弁天・大和干拓)</p> <p>②(北徳益・南徳益・野田・四十丁・上塩塚・散田・下塩塚・明古・流町・中開・番所・南関・南野・作出・住吉・三五平・上ヶ地・二重・西在・内山・北二重・町部・島・鷹尾・古川・二丁・西津留・下棚町・中棚町・江崎)</p> <p>③(新村・吉開・島ノ上・起田・木元・磯鳥・紺屋町・南矢ヶ部・枝光・中山・中山散田・上久末・下久末・百町1～4・北村・六田・垂見南・宮ノ前・中通り・下垂見・平木・沖田・棚町・水町・白鳥・御仁橋・島田・五拾町・江曲・藤吉・今古賀・高畑・下百町・蒲船津・散田・正行)</p> <p>④(野田・北本村・南本村・西中村・根葉・中古賀・東中村・荻島・鹿島・矢加部・金納・下田町・本園・蒲生・立石・作出・井手・中牟田)</p> <p>⑤(城内・外開・新開・内開・弥四郎町・吉富町・作出・流町・善吉・安良開・本家・中小路・雁喰・馬場小路・三条・葉小路・北小路・田中小路・西小路・中ノ古賀・道穴・中開・新田・番所・四丁開・獵町・古川・蟹町・対米・鳥ノ水・筑紫・矢留・中開・上八丁・十二丁・善内・豊後屋・舎人・四平・城戸・下八丁上・下八丁中・下八丁下・東ノ切・中ノ切・西ノ切・寿硯・村山・西六十丁・明治・中六十丁・東六十丁・橋本町)</p> <p>⑥(沖田・宮上・宮下・南間・田脇・久々原・長藤・浜武・諸藤・古賀・中野・崩道東・崩道中・崩道西・吉原東・吉原西・八ツ家・七ツ家東・七ツ家西・野村・昭南町)</p>
協議の結果を取りまとめた年月日	<p>①令和5年9月21日②令和5年11月1日③令和6年1月25日</p> <p>④令和6年2月13日⑤令和6年5月8日⑥令和6年5月8日</p>

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>①当地区は「農事組合法人皿垣開」と大規模個人担い手を中心となり集積を図っており、集積率も高くなっている。集約化を進めているが、まだ分散が見受けられるため、更に集約を検討する必要がある。</p> <p>②当地区は、農事組合法人8法人と大規模個人担い手を中心となり集積を図っており、集積率も高くなっている。集約化を進めているが、まだ分散が見受けられるため、更に集約を検討する必要がある。</p> <p>③当地区は、農事組合法人10法人と大規模個人担い手を中心となり集積を図っており、集積率も高くなっている。集約化を進めているが、まだ分散が見受けられるため、更に集約を検討する必要がある。</p> <p>④当地区は、基盤整備がなされておらず、圃場の面積が狭小で用排水施設等の条件が悪い。担い手は、「農事組合法人蒲池」と個人担い手により集積を図っている。現状は、個人担い手と比較的経営規模の大きい農家が、相対の利用権を設定し農地を守っている。いずれも、高齢化や後継者不足等により担い手の確保が課題であり、農作業の効率化を図るための条件整備が必要である。</p> <p>⑤当地区は、農事組合法人4法人と大規模個人担い手を中心となり集積を図っており、集積率も高くなっている。集約化を進めているが、まだ分散が見受けられるため、更に集約を検討する必要がある。</p> <p>⑥当地区は「農事組合法人昭代」と大規模個人担い手を中心となり集積を図っており、集積率も高くなっている。集約化を進めているが、まだ分散が見受けられるため、更に集約を検討する必要がある。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>①②③⑤⑥主食用水稲・麦・大豆を主要作物とし併せて飼料作物等の生産に取り組みつつ、農地の集約を検討していく。</p> <p>④主食用水稲を主要作物とし併せて飼料作物等の生産に取り組みつつ、課題である高齢化や後継者不足等による担い手の確保をするために、農作業の効率化を図る条件整備等にも取り組む。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,432.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,432.13 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内(青地)を中心に農業上の利用を積極的におこなう。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 担い手への農地集積・集約化は、十分行われているが、集団化することができるよう農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域の農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集団化することを検討する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員等と調整し、所有者の貸付意向に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ①②既に基盤整備事業をしているが、大区画化等も検討する。 ③⑤⑥既に殆どの集落で基盤整備事業をしており、更に大区画化等も検討する。 ④基盤整備事業や大区画化等も検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 多様な経営体の確保・育成をするため意向を踏まえながら市及びJAと連携し切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 特に取り組む予定はない。